

税制大綱が発表されました

平成29年12月28日
Kunoh Accounting Office
久納公認会計士事務所

☆ 今年も一年間ありがとうございました。
12月29日(金)よりお休みさせていただきます。なお、年始は1月5日(金)より営業いたしますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

今月12月14日に平成30年度の税制改正大綱が発表されました。今回の改正は、給与所得控除の上限額の引き下げ、住民税を払っている人すべてに課税される森林環境税の創設、出国時に千円課税される出国税の新税の導入等、例年にくらべ盛りだくさんとなっています。

法人税については、前年対比で3%以上の賃上げを行い、かつ国内の設備投資を実施した企業については、法人税の負担を最大で20%程度まで引き下げる改正も行われます。

以下、実施年月日の順でご説明させていただきます。

1. 2018年4月から実施（法人税）

所得拡大促進税制の見直し・拡充

前年対比で3%以上の賃上げを実施し、かつ国内の設備投資額がその年の減価償却費の総額の90%以上を実行した企業については、給与支給増加額の15%の税額控除可能な制度になります。さらに教育訓練費の増加要件を満たす場合には、給与支給増加額の20%の税額控除が認められます。さらに中小企業については、一定の要件を満たすと、給与支給増加額の最大25%の税額控除も認められます。

情報連携投資等の促進に係る税制（IoT投資税制）

企業内外のデータを連携・利用することにより、生産性の向上をが一定水準以上となる情報連携投資を行った場合に、取得資産の30%の特別償却又は5%（大企業は3%）の特別控除（法

人税額の20%を限度）が可能な制度が新設されます。

2018年4月から実施（相続税・贈与税） 事業承継税制の拡充

2018年4月から、中小企業経営者の後継者確保を後押しする、事業承継税制が拡充されます。10年間に限った特例措置として、非上場企業の株式を先代から引き継ぐ場合、事業を続けている限りは相続税と贈与税を全額猶予（これまでは80%猶予）する制度に改正されました。従来からある制度ですが、条件が厳しく、利用が進んでいないため、今回改正となりました。

この規定の適用を受けるためには、①代表者・後継者の持ち株などの要件をみたしているか、②その会社が中小企業者に該当するか、③開始後5年間は社長・株主であり、5年間の平均雇用率が相続時の8割を守れるか、④10年間株式を保有しているか等の条件を満たしていることが必要です。併せて特例承継計画を都道府県に提出することも必要となります。

2. 2018年10月から実施 たばこ税

2018年、10月から、たばこ税が増税されます。紙巻きたばこは、4年をかけて1本当たり3円の増税。加熱式たばこも5年をかけて段階的に増税されます。

3. 2019年1月から実施 出国税

出国税は、日本から出国する際に1人千円を徴収するという税金です。今まで無かった税制ですので、新税となります。納税はチケット発券の際になるようです。納税義務者は個人です

が納付の方法等の具体的な方法については、チケット発券時に航空会社に納付するしくみが採用されるようです。しかし、年齢が2歳未満の子供は、非課税となります。

4. 2020年1月から実施(所得税)

給与所得控除の減額

新聞等で広くその是非が問われているため皆様にもおなじみなのかもしれませんが、給与所得者に対して適用される給与所得控除額が一律10万円減額されます。併せて年収850万円以上となる規定が定められました。

給与所得の金額は、給与収入から給与所得控除額を除いた金額となります。この給与所得控除額は、給与所得控除額表に基づいて計算されます。最低65万円の控除が認められていたのが、まず10万円減額となり、併せて上限が平成28年の上限年収が1,200万円の場合230万円まで認められていたものが、平成29年からは、上限年収1,000万円の場合220万円となり、今回の改正で、上限年収850万円の場合195万円と段階的に縮小されます。

給与所得者の場合、年収850万円までの方は、給与所得控除は10万円減額されますが、基礎控除が10万円増加するので、増加分と減額分が相殺されて税額は変わらないといえます。しかし、年収850万円を超える方については、増税となります。

公的年金控除の減額

公的年金等についても、上記と同じく、控除額を一律10万円引き下げる措置が講じられます。公的年金等雑所得の金額は給与所得と同じで公的年金等の収入金額から、公的年金等控除額を除いた金額となります。今まで65歳未満の方は、最低70万円、65歳以上の方は、120万円が認められていましたが、これが一律60万円又は110万円となります。

年金又は年金以外の収入が1,000万円超の方については、公的年金等控除額が上記の最低金額より減額となり、増税となります。新聞報道

によると、年金収入が1千万円を超える方が全国で3千人程度あるそうです。

基礎控除額の変更

上記に記載をさせて頂きましたが、全ての方の基礎控除額が現行38万円から10万円増額となり、48万円となります。

住民税についても所得税の改正に併せて基礎控除を現行33万円から43万円に引き上げる改正が行われます。

しかし、年収2,400万円を超えると基礎控除額は段階的に縮小され、2,500万円以上ではゼロとなります。

上記内容は増税策ばかりではありますが、22歳以下の子供や、介護が必要な家族がいる年収2,400万円までの世帯については増税にならないようにする政策が実施されます。

青色申告特別控除額の変更

青色申告で個人事業者の方に認められている青色申告特別控除額が、基礎控除額の改正に伴い現行65万円から55万に引き下げられます。

しかし、法律に基づく電磁的記録の備付け及び保存を行うか、所得税の申告をe-Taxで行っている場合には、現行通り65万円に据え置く措置も講じられています。

5. 2024年1月から実施

森林環境税

2024年から1人当たり年1,000円が徴収されます。徴収については、個人住民税に併せてされる予定です。

6. その他

その他には、下記の規定が2年間延長されます。

- ① 法人の800万円までの交際費の損金算入。
- ② 法人の欠損金の繰戻し還付制度。
- ③ 法人の30万円未満の少額資産の取得価額の特例。

以上